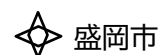


【令和6年度】幼稚園に支払うおかず代等の助成事業について



1 事業の概要

私学助成により運営する幼稚園に在籍する子どもの保護者が、幼稚園に支払う給食費のうち、副食費(おかず代やおやつ代)相当額を給付するものです。

2 助成の対象となる世帯

次の3つの要件を満たす方が対象となります。

- ① 施設等利用給付認定を受け、該当の幼稚園に在籍する子どもがいること。
- ② 保護者及び対象となる子どもが盛岡市に住所を有すること。
- ③ 次のAからBのいずれかに該当すること。

A 世帯の市民税所得割合算額が133,000円未満(概ね世帯収入が550万円未満)であること。	4月から8月分は令和5年度の税額、9月から3月分は令和6年度の税額で該当可否を判定します。 ※ 寄付金税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除がされる前の所得税額を基に判断します。 ※ 税申告の漏れなどにより、市で税額の確認ができない場合は、給付対象外となります。
B 所得に関わらず、幼稚園に在園している子どもが第3子以降であること。	「第3子以降」とは、小学校3学年修了前の子どもを1人目として、3人目以降の子どものことです。

3 助成額及び助成方法

- 月額4,700円を上限として、施設に支払う給食費のうちおかず代等相当分です。
※主食代や教育時間外の預かり保育におけるおやつ代などは給付の対象になりません。
- 対象となる方は、助成額の範囲内で、施設に副食費を支払う必要がなくなります。
※支払い済みの副食費の取扱いについては、ご利用の施設に確認してください。

4 申請手続きについて

- ご利用の施設に、「幼稚園等副食費補足給付金支給申請書」を提出してください。
- 提出期限は、ご利用の施設のご案内に従ってください。
- 支給申請書の受理後、ご利用の施設を通じて、助成の可否をお知らせします。

申請を希望する場合は、ご利用の施設にお声がけいただくか、市ホームページをご確認いただき、申請書をご用意ください。(市で税額等の確認ができる方のうち、助成要件に該当する見込みがある方に対し、ご利用の施設を通じて、支給申請書をご案内しています。)

5 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室
〒020-0882 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階
電話:019-626-7553(直通)



申請書の様式等について、市ホームページでもご案内しています。